

## 第1条（名称および事務局所在地）

当スクールは「座間ゴルフスクール」（以下、本スクールという）と称し、運営事務局を神奈川県座間市栗原941番地に置きます。

## 第2条（目的）

本スクールは、会員が施設およびレッスンを定額で利用することにより、ゴルフ技術の向上および心身の健康増進を図ることを目的とします。

## 第3条（会員種別と利用範囲）

会員種別ごとの利用可能時間および料金は、別途定める料金表に基づきます。

2. インストラクターが不在の時間帯（セルフタイム）は、自主練習として打席を利用できるものとします。ただし、チケット会員はこの限りではありません。

## 第4条（予約システム）

本スクールは完全予約制です。会員は指定の予約システム（HAKOMONO）を通じて予約を行うものとします。

2. 予約枠は1枠60分間とし、予約開始時間は1時間刻みとします。

3. 同時に保持できる予約枠数は、プレミアム会員は2枠まで、それ以外の会員は1枠までとします。

4. 予約枠の開始後、次に空き枠がある場合に限り、再度予約を行うことで連続して利用可能です。

5. 予約およびキャンセルは開始直前まで可能とします。また、予約時間を過ぎると次回の予約が可能となります。

## 第5条（指導形態）

レッスンは、複数の会員が同一時間帯に利用する中で、インストラクターが巡回して個別に指導を行う形式（個別指導型）とします。

2. インストラクター全員で会員カルテを共有し、一貫性のある指導を提供します。

## 第6条（入会手続き）

本スクールに入会を希望する方は、本規約を了承の上、当スクールが定める所定の方法（システムへの登録または申込書の提出）により入会手続きを行うものとします。

## 第7条（入会金）

本スクールに入会の申込をされた方は、別途定める入会金を納めてください。

2. 入会金は、入会した日から退会する日まで有効とします。

## 第8条（月会費・受講料）

月会費（受講料）は、別途定める金額を、当スクールが指定する方法により納めてください。

## 第9条（月会費の改定）

運営上の理由、または社会情勢の変化により、当スクールは1ヶ月前までの予告をもって会費を改定することができるものとします。

#### 第 10 条 (特定レッスンの取扱い)

ショートコースレッスンおよびアプローチレッスンは、別途定めるスケジュールに基づき実施します。

2. 当該レッスン受講時のショートコース等施設利用料は無料となります。

#### 第 11 条 (禁止事項およびマナー)

無断キャンセルを繰り返す行為、または他者の予約を著しく妨げる行為を禁止します。

2. 打席内での安全管理は自己責任とし、周囲の利用者への配慮を怠らないものとします。

3. 会員資格の譲渡・貸与は一切認められません。

#### 第 12 条 (費用の不返還)

一旦納入された入会金および月会費 (受講料) は、理由の如何にかかわらず返還いたしません。

#### 第 13 条 (会員の特典)

会員は、本規約および施設利用規則に従い、練習打席の利用およびレッスン受講が可能です。

2. 当スクールの行う行事 (イベント・講習・ショートコースレッスン等) に、会員特典を適用して参加することができます。

#### 第 14 条 (休会・退会・継続の手続き)

会員が休会を希望する場合は、当スクールが定める方法により、休会の手続きを完了させてください。

2. 会員が退会を希望する場合は、当スクールが定める方法により、退会の手続きを完了させてください。

3. 届け出のない場合は、自動的に継続となります。

4. 著しくマナー、エチケットに欠ける会員については、当スクールの判断により退会処分とする場合があります。

#### 第 15 条 (会員資格の喪失)

会員は、次の各号のいずれかに該当したとき、その資格を喪失します。

(1) 退会したとき。

(2) 月会費等の支払いを 2 ヶ月以上滞納し、当スクールからの請求に応じなかったとき。

(3) 本規約を含む当スクールの定める諸規則に違反したり、当スクールの信用、品位を著しく傷つける行為を行ったとき。

#### 第 16 条 (事故及び傷害)

当スクールで使用する施設内、および付帯駐車場で発生した事故、盗難について、当スクールは損害賠償責任を一切負いません。

2. 当スクールを利用中に発生した事故によって傷害を受けた場合、当スクールは損害賠償責任を負いません。

3. 当スクールの故意または重大な過失により、法律上の賠償責任を負った場合は、加入する損害賠償責任保険の範囲内で補償します。

#### 第 17 条（規約の改定）

この規約および当スクールが定める諸規則並びに諸料金は、当スクールが必要と認めた場合は、改定することがあります。その場合、改定した規約・諸規則並びに諸料金は、会員全てに適用されます。

#### 第 18 条（発効）

本規約は、令和 8 年 4 月 1 日より発効します。